

神石高原町仙養ヶ原森林公園整備等事業の実施方針の公表について

神石高原町仙養ヶ原森林公園整備等事業の実施にあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第5条の規定に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うための実施方針を定めましたので、別添のとおり公表します。

平成26年5月1日

神石高原町長 牧 野 雄 光

神石高原町仙養ヶ原森林公園整備等事業

実 施 方 針

平成26年5月

広島県 神石郡 神石高原町

【目次】

1 特定事業の選定に関する事項	1
2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	4
3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	7
4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	7
5 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	8
6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	8
7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	9
8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	9
(様式1) 実施方針に関する質問書	11
(様式2) 実施方針に関する提案書	12
(別紙1) 事業スキーム図	13
(別紙2) リスク分担表(案)	14

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業の名称

神石高原町仙養ヶ原森林公園整備等事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

仙養ヶ原森林公園（以下「本公園」という。）

(3) 事業の実施場所

広島県神石郡神石高原町上豊松 7 2 番地 8 他

(4) 事業の背景と目的

本公園は、すぐれた自然環境にある森林を保護し、その利用を促進することにより住民の保健及び休養を図るとともに、都市住民と地域住民の交流の場を創造することにより、地域産業の活性化及び雇用機会の促進を図るため、平成元年に設置し、毎年約 3 万人の来園がある。

しかし、近年、近隣類似施設との競合や施設の老朽化等により入場者数は減少傾向にある。

また、施設の経常的な施設管理委託料や修繕費の増加が町財政を圧迫している状況があり、入園者数の増加と施設維持のための財源確保が課題となっている。

これらの課題を解決するため、本公園の緑豊かな自然環境や中山間地域特有の心安まる美しい景観を活かし、町内外から訪れる人々が気軽に交流・体験・利用できる「くつろぎの場」となるような公園として再整備する。

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき PFI 事業として実施する。

施設の設計、建設、維持管理及び運営等を一体的に実施することにより、民間事業者のノウハウを活かしたハードとソフトが相乗効果を生み出すような事業・施設計画により、各施設に求められる役割・機能が最大限に発揮されることを期待している。更に、事業期間全体を通じて、民間事業者の自由な発想による創意工夫を活かした提案により、住民サービスの向上や町の財政負担の軽減、本公園周辺をはじめ、町内の活性化等が図られることを目的とする。

(5) 公共施設等の管理者の名称

神石高原町長 牧野 雄光

(6) 事業期間

事業期間は、事業着手の日（平成 26 年 7 月 1 日を予定）から平成 36 年 6 月 30 日までの 10 年間（予定）

(7) 事業の基本理念

本事業は、「ヒトと動物、自然との共生」をテーマとして施設整備を行うものとする。

これは、本公園内に整備しているドックラン施設での愛犬との癒しの空間の提供や救助

犬・セラピー犬の育成をはじめとした「犬の殺処分ゼロ」への取り組みを行っていること。また、森の中での歩行や運動により、リラクゼーション効果を得ることのできる、科学的に検証された森林浴効果といわれる「森林セラピー」の基地に本町が認定され、本公園内にセラピーロードを設置したこと。更には、本公園内に絶滅危惧種に指定されている高原植物「オグラセンノウ」を移植しており、その保護を行っていること等、ヒトや動物、自然の「命を慈しむ」取り組みに町として注力していることを踏まえ、ヒトや動物、自然との交流や新たな発見等を通じて、自然と共生する社会に親しみ、理解を高める機会を提供する場所を目指す観光コミュニティパークとして整備するものである。

このことは、単なる施設（ハード）のリニューアル化ではなく、来園者に、施設を活用した「命の大切さ」を学ぶ体験や交流イベントの開催（ソフト）等を提供することにより、その価値に共感していただくことである。

これにより集客を図り、交流人口を拡大することにより新たな雇用の創出や観光産業をはじめとした地域産業の活性化の拠点施設として機能することを目指すこととする。

(8) 事業方式

民間事業者は、(7)に掲げる事業の基本理念を達成するための施設等を設計・建設するとともに、これらを所有又は使用し、維持管理及び運営を行うものとする。

また、事業終了時まで、町と民間事業者はPFI事業の継続の可否について協議するものとする。

PFI事業を終了する場合は、民間事業者は全ての施設を撤去することを基本とする。

ただし、町と民間事業者との協議により、これらを町へ譲渡することも可能とする。

(9) 事業の内容

本事業において、民間事業者が実施する事業の範囲は次のとおりとする。

原則、本事業に要する資金を自ら調達し、施設の整備、維持管理及び運営に関する費用に充てるものとする。（指定管理料は除く。）

①施設整備業務

施設の整備に係る調査、設計、施工、施工監理及びこれら施設整備に伴う手続業務、関連業務を行うものとする。

②施設維持管理業務

施設の保守点検、修理、警備、警戒、清掃等の維持管理業務を行うものとする。

③施設運営業務

施設に係る利用者募集、利用受付、使用料等徴収、安全管理・防災等の運営業務を行うものとする。

(10) 施設の規模

施設の規模は、本事業の事業区域(本公園全域)を有効に活用する規模のものとするが、具体的な施設の規模及び整備方法については、民間事業者からの提案により協議の上、契約書に定めるものとする。

(11) 選定事業者の収入

本事業における民間事業者の収入の取扱いについては、次のとおりとする。

①指定管理者の指定

町は、条例により本事業を実施する民間事業者を、議会の議決を経た上で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に基づく「指定管理者」に指定する。
（予定）

②施設使用料の徴収

民間事業者は、地方自治法第244条の2第8項に基づき、本公園施設の利用に係る料金を自らの収入として収受することができる。

③民間提案施設に係る収入

民間提案施設の利用料収入等についても、民間事業者は自らの収入とすることができる。ただし、本来業務である本公園施設の運営に影響を与えないよう配慮しなければならない。

(12) 事業スケジュール（予定）

本事業に関するスケジュールは、次のとおりとする。

①実施方針に関する質問・回答，提案の受付	平成26年5月上旬
②特定事業の選定，公表	5月中旬
③募集要項の公告	6月上旬
④優先交渉権者の選定	6月下旬
⑤民間事業者と契約締結	6月下旬
⑥事業着手	7月上旬
⑦事業終了（事業期間は10年間の予定）	平成36年6月下旬

(13) 事業に必要とされる関係法令等

民間事業者は、本公園施設の設計，施工，維持管理及び運営を行うにあたって、必要とされる関係法令等を遵守することとする。

本事業を実施するにあたり、関係する法令等は次のとおり。

- ①地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ②建築基準法（昭和25年法律第16号）
- ③消防法（昭和23年法律第186号）
- ④ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（平成3年広島県条例第4号）
- ⑤仙養ヶ原森林公園設置及び管理条例（平成16年条例第164号）
- ⑥仙養ヶ原森林公園管理運営規則（平成16年規則第108号）
- ⑦仙養ヶ原芸術家村設置及び管理条例（平成16年条例第90号）
- ⑧仙養ヶ原芸術家村管理運営規則（平成16年規則第22号）
- ⑨その他の関係法令，条例，規則等

(14) 特定事業の選定及び公表

①特定事業の選定方法

町は、本事業について町が施設を整備して維持管理及び運営を行う場合と、PFI事業として民間事業者が実施する場合について、定性的評価を行い、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に行うことができ、事業期間を通じた町の財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上が見込まれると判断した場合に、本事業を特定事業として選定する。

②特定事業の選定結果の公表

町は、特定事業の選定を行った場合は、その結果を速やかに公表する。

なお、事業の実施可能性についての客観的評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集に関する事項

①民間事業者の選定方法

本事業は、公募型プロポーザル方式により民間事業者の募集、選定を行う。

②民間事業者の募集に申込みを行う者（以下「応募者」という。）に関する要件

応募者は、自らの負担と責任において、本事業を行う能力を有すると認められる民間事業者又は民間事業者のグループであって（グループの場合はグループ構成員全てが）、次のいずれかに該当する場合は応募資格がないものとする。また、グループで応募する場合は、代表者を定めるものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者

イ 参加表明書受付日から優先交渉権者決定日までの間のいずれかの日において、神石高原町建設業者等指名除外要綱（平成24年告示第34号）及び神石高原町物品調達等の競争入札等に係る指名除外要領（平成21年告示第114号）第2条又は第3条の規定による指名除外を受けている者

ウ 参加表明書受付日から優先交渉権者決定日までの間のいずれかの日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者

エ 参加表明書受付日から優先交渉権者決定日までの間のいずれかの日において、建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による処分を受けている者

オ 会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定に基づいて更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、町長が別に定める手続に基づいて入札参加資格の再認定を受けていない者

カ 地方自治法施行令第244条の2第11項に該当する者

キ 本町における指定管理者の指定手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ク 町税及び国税を滞納している者（納税義務を有する場合）

ケ 神石高原町暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号から第3号まで

に該当する者

③応募者は、次の要件を満たすものとする。

ア 建築物等の設計を担当する者（請負契約により実施する場合は、当該請負者）

・建築士法第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 施設整備を担当する者（請負契約により実施する場合は、当該請負者）

・平成25・26年度の神石高原町建設工事入札参加資格の認定を受けていること。

・建設業法第3条第1項の営業所を広島県内に有すること。

・土木一式工事又は建築一式工事について、建設業法第7条及び第15条の規定に基づく一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。

ウ 施設維持管理・運営を担当する者（請負契約により実施する場合は、当該請負者）

・公園等の維持管理及び運営の実績を有していること。

④応募者の変更等

ア 代表者以外の構成員の変更は認めるものとする。

イ 応募者は、他のグループの構成員となることはできない。また、グループで応募する場合の構成員が、他のグループの構成員となることもできない。

⑤特別目的会社の設立

町は、選定された民間事業者が本事業の遂行のために特別目的会社を設立した場合には、その地位の継承を認めるものとする。

(2) 審査及び選定に関する事項

① 審査の基本的な考え方

客観的な事業者選定基準を設定し、事業者選定委員会において、町の提示する実施方針等との適合性、民間事業者の創意工夫、周辺環境との調和等の各面から総合的に審査を行う。

② 募集及び選定のスケジュール

平成26年5月上旬	実施方針に関する質問・提案の受付
5月上旬	実施方針に関する質問・提案に対する回答
5月中旬	特定事業の選定、公表
5月下旬	募集要項（案）の公表・配布
5月下旬	募集要項（案）に関する質問の受付
5月下旬	募集要項（案）に関する質問に対する回答
6月上旬	募集要項の公告
6月上旬	参加表明書の受付
6月中旬	提案書の受付
6月中旬	提案書の審査
6月下旬	優先交渉権者の選定・協議
6月下旬	事業契約の締結

③審査方法

事業者選定委員会は、事前に設定した審査項目に従い、提案書及び応募者によるプレゼンテーションにより、総合的に審査を行う。

(3) 審査項目

審査は、次の項目について実施する予定であり、詳しくは、募集要項の公表時に優先交渉権者選定基準として公表する。

①資格審査

「2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 (1) 募集に関する事項 ②民間事業者の募集に申込みを行う者（以下「応募者」という。）に関する要件を満たすこと。

②事業内容審査

ア 事業全般

- ・事業概要：事業方針，提案の特徴，地域との調和

イ 施設設計業務

- ・民間提案施設：民間提案施設提案の考え方，内容，規模
- ・施設配置計画：施設配置，利用動線の考え方
- ・工程：全体工程
- ・安全対策
- ・環境対策：景観，周辺環境対策

ウ 施設建設業務

- ・施工方法：工法選定，周辺地域への影響対策

エ 施設維持管理業務

- ・維持管理体制：組織構成
- ・維持管理方法：要求水準に掲げる業務ごとの施設維持管理方法

オ 施設運営業務

- ・運営体制：運営体制
- ・運営方法：要求水準に掲げる業務ごとの施設運営方法（営業戦略を含む）

カ 経営内容

- ・資金計画：資金調達，借入金返済計画
- ・収入：利用料金の設定方法
- ・事業収支計画：事業期間中の収支計画
- ・事業の安定性：事業採算性，その他事業安定性に関する対策
- ・リスク管理：リスクの把握・対応

(4) 優先交渉権者の決定

町は、事業者選定委員会の報告を受けて、応募者の中から1社又は1グループを優先交渉権者として決定する。また、次点交渉権者も決定する。

(5) 結果の公表

優先交渉権者の審査及び決定は、各応募者に通知するとともにこれを公表する。

(6) 民間事業者の決定

町は、優先交渉権者と詳細事項の協議を行い、協議が整った場合は、民間事業者として選定し、その者とPFI事業契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を行う。

(7) 著作権

提案書の著作権は、町に帰属しないが、公表、展示及びその他の場合で、町が必要と認めるときには、これを無償で使用できるものとする。なお、提出された提案書は返却しない。

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 町と民間事業者の予想されるリスクと責任分担

事業による責任分担の基本的な考え方は、町と民間事業者が適正にリスク分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すことである。

この考え方にに基づき、町の考えるリスクの種類・分担はリスク分担表（案）のとおりとする。このリスクの種類・分担は、今後、実施方針への提案等を踏まえ、変更されることがある。

(2) 事業の実施状況の確認・監視

町は、次に示すとおり、施設の設計、建設、維持管理及び運営の実施状況について、確認・監視を行い、詳細は、募集要項に示すこととする。

なお、町が独自で実施する確認・監視に係る費用は町が負担する。

①設計時

町は、民間事業者による設計内容が、町の求める性能基準を満たしているか確認する。

②施工時

町は、必要に応じて民間事業者から工事監理の報告を受け、設計図書どおりに施工されているか確認する。

③完成時

町は、完成した施設が、町の求める性能基準を満たしているか確認する。

④施設供用開始後

町は、施設の維持管理、運営状況及び民間事業者の財務状況について、定期的にモニタリングを行い、契約書等で定められたサービス水準に達しない場合は、改善勧告等を行う。

なお、民間事業者は町に対して、定期的に業務報告（監査報告を含む。）を行うものとする。

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 施設の立地条件等

①所在地

広島県神石郡神石高原町上豊松72番地8・近田835番地23・近田594番地22

②敷地面積

約 3 2 h a

③立地条件

都市計画区域外（建ぺい率，容積率 規制なし）

(2) 施設の設計要件等

①施設の設計条件

民間事業者は，本施設の整備にあたり，周辺環境の悪化を引き起こさないように十分配慮するとともに安全対策を図ることとする。

詳細は，要求水準書で定める。

②サービス水準

民間事業者は，本施設の維持管理及び運営にあたり，適正なサービスの提供を行うものとする。

詳細は，要求水準書で定める。

(3) 土地の使用に関する事項

本事業の実施に必要な土地は町有地であるが，民間事業者は建設，維持管理及び運営に必要な範囲において，無償で使用することができる。

5 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

町及び民間事業者は，契約等の解釈について疑義が生じた場合，誠意をもって協議するものとする。契約書に定めのない事項について疑義が生じた場合，町と民間事業者は，契約書に基づき，町及び民間事業者の代表者から構成される「運営協議会」を設置し，その解決のために協議するものとする。

運営協議会による協議が整わない場合には，裁判手続によって紛争を解決するものとする。

契約書等に関する紛争については，広島地方裁判所福山支部を第一審の専属管轄裁判所とする。運営協議会の詳細については，契約書において規定する。

6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

(1) 民間事業者に経営破綻の懸念が生じた場合

町は，契約等の定めに従い，民間事業者に改善勧告を行い，改善策の提出又は実施を求めることができるものとする。

なお，その他の対応方法については，募集要項等で示すものとする。

(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

契約等に定める事由ごとに，責任の所在に応じて改善策の対応を行う。

(3) 金融機関等と町との協議

町は，本事業の継続を図るために，事前に契約等に定める一定の重要事項について，民間事業者に資金を提供する金融機関（融資団）と協議を行うことがある。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置

事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していないが、法改正等により措置が適用される場合は、町はこれらの措置を行うことができるよう努めるものとする。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業実施にあたり、町を通じて財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、町はこれらの支援を受けることができるよう協力を行うものとする。

(3) その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可等に関し、町は必要に応じて協力を行うものとする。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、町と民間事業者で協議を行い、対応策を検討するものとする。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

町は、必要がある時は、施設管理条例の制定又は改正に関する議案、長期債務負担行為設定に関する議案等を順次、町議会に提出する。

(2) 情報公開及び情報提供

神石高原町情報公開条例に基づき情報公開を行い、情報提供は、町のホームページ等を通じて行うものとする。

(3) 応募に係る費用負担

応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(4) 実施方針に対する質問・提案の受付

本実施方針に記載の内容に関する質問及び提案の受付、回答を次の要領で実施する。

①受付期間

平成26年5月1日（木）～5月14日（水） 17時必着

②提出方法

質問・提案等の内容を簡潔にまとめ、「実施方針に関する質問書（様式1）」又は「実施方針に関する提案書（様式2）」に記入の上、電子メールでの添付ファイル、FAX、郵送又は持参により（5）に示す問合せ先まで提出すること。

なお、電話、口頭での提案、質問の受付は行わない。

③回答

平成26年5月16日（金）までに随時、回答を行う。

(5) 問合せ先

この実施方針のほか、事業に関する問合せは、次のとおり。

担 当 部 署	神石高原町 まちづくり推進課 未来戦略室 未来戦略係
住 所	〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小島2025番地
電 話	0847-89-3332 (直通)
F A X	0847-85-3394
E - m a i l	Jk-suisin@town.jinsekikogen.hiroshima.jp

(様式1)

平成 年 月 日

実施方針に関する質問書

「神石高原町仙養ヶ原森林公園整備等事業の実施方針」について、次のとおり質問を提出します。

会社名	
所在地（住所）	
部 署	
質問者名	
連絡先	電 話 : F A X : 電子メール :
質問事項 (タイトル)	
実施方針の対応部分	ペ ー ジ : 該 当 箇 所 : 行目～ 行目
質問内容	

※質問事項は1問につき、本様式を1枚使用してください。

(様式2)

平成 年 月 日

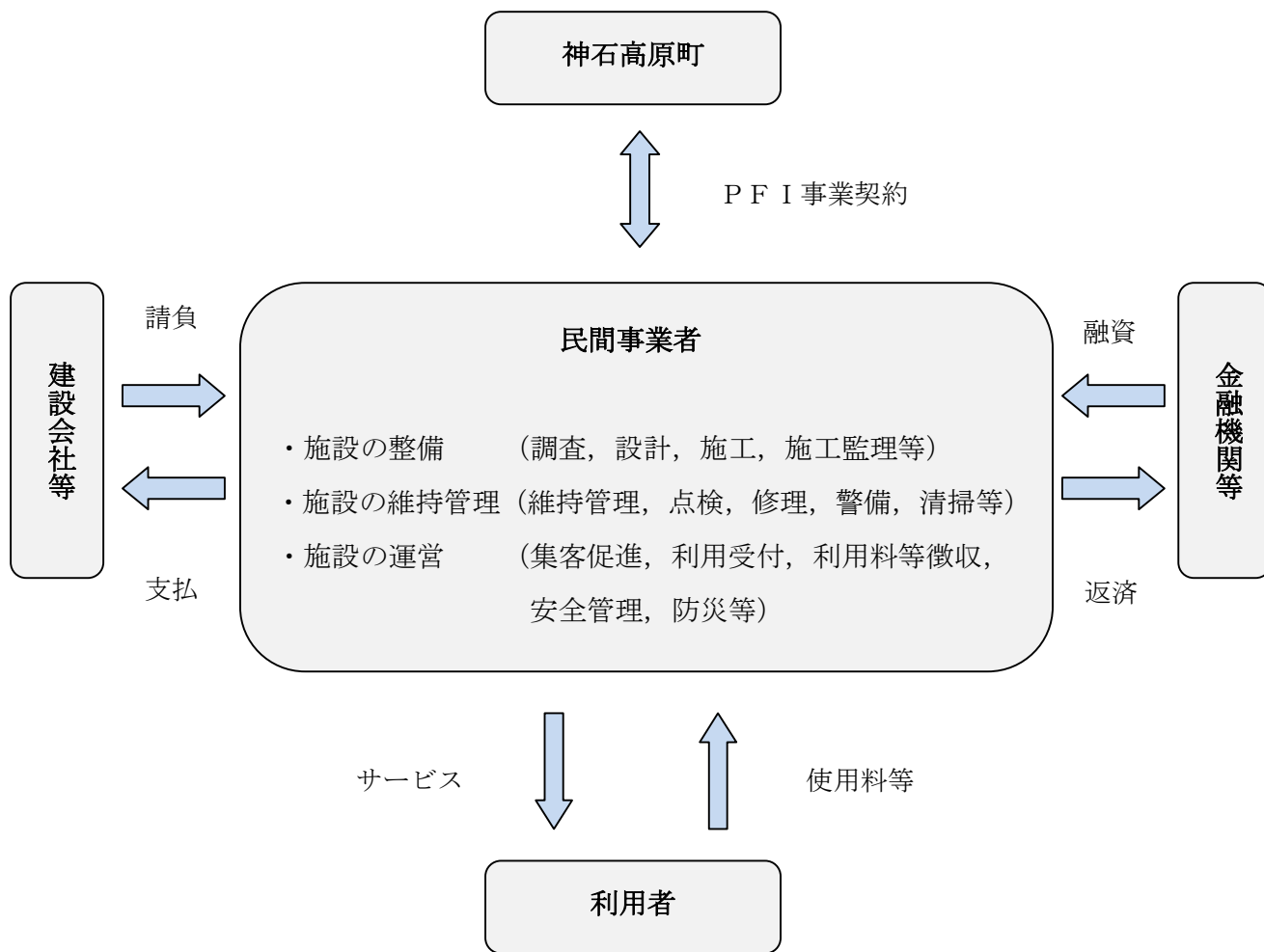
実施方針に関する提案書

「神石高原町仙養ヶ原森林公園整備等事業の実施方針」について、次のとおり提案を提出します。

会社名	
所在地（住所）	
部 署	
名 前	
連絡先	電 話 : F A X : 電 子 メール :
提案事項 (タイトル)	
提案内容	

※提案事項は1問につき、本様式を1枚使用してください。

事業スキーム図



リスク分担表

【凡例】

○：主分担（原則として負担）

△：従分担（限定的に負担）

段階	リスクの種類		NO.	リスクの内容	負担区分	
					町	事業者
共通	事業者選定リスク	事業者選定リスク	1	町が作成した事業者選定にかかる書類の記載誤り、手続きの誤り及び内容の変更等により発生した追加費用	●	
		応募リスク	2	応募費用		●
		契約リスク	3	優先交渉権者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる等、その原因が事業者側にある場合における町側に発生した追加費用		●
			4	上記以外の場合におけるそれぞれに発生する追加費用	●	●
	制度変更リスク	法令リスク	5	事業に直接関係する法令等の新設・変更に対応するための追加費用	●	
			6	上記以外の広く一般に適用される法令等の新設・変更に対応するための追加費用		●
		許認可リスク	7	事業管理者として、町が取得すべき許認可の遅延に伴い事業者側に発生した追加費用	●	
			8	工事や運営業務の実施に関して、事業者が取得すべき許認可の遅延に伴い町側に発生した追加費用		●
		税制リスク	9	当該事業に関する新税の成立や税率の変更により発生する追加費用	●	
			10	消費税等、全ての法人に係る税制、税率の変更に対応するための追加費用		●
		政治リスク	11	政治上の理由、政策変更による事業内容の変更に対応するための追加費用及び事業中止に伴う損害賠償	●	
		公共支援リスク	12	法律、契約で定められた公共支援が実施されないことに伴い事業者側に発生した追加費用	●	
	経済リスク	資金調達リスク	13	事業に必要な資金の調達に係るコスト上昇や資金調達方法の変更に伴う追加費用		●
		物価変動リスク	14	設計・建設段階における物価変動を適切に見込まないために発生した追加費用		●
			15	施設利用料金に物価上昇率を反映させるための対応（条例改正等）を適切に行わないために発生した追加費用	●	
		金利変動リスク	16	借入金利の変動に伴う追加費用		●

共通	社会リスク	住民対応リスク	17	施設の設置及び運営等に関する住民反対運動，訴訟，要望等への対応に伴う追加費用	●	
			18	事業者が行う調査・建設及び維持管理・運営等に関する住民からの訴訟，苦情，要望等への対応に伴う追加費用，又は工事遅延等により町側に発生した追加費用		●
		環境リスク	19	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音，振動，有害物質の排出等）に関する対応費用		●
		第三者賠償，補償リスク	20	事業者が行う業務に起因する事故，事業者の維持管理業務の不備に起因する事故により第三者に与えた損害の賠償費用		●
			21	所定の基準の範囲内に収まっているものの，施設の建設に伴い避けることのできない騒音，振動，地盤沈下，地下水の断水，臭気の発生等により，第三者に与えた損害の補償費用		●
			22	町の要因による事故で第三者に与えた損害の賠償費用	●	
	パートナーリスク	23	事業パートナーの経験，能力不足等により発生した追加費用		●	
	事業の中止・延期リスク	24	予算措置の遅れ等，町の責任による事業の中止，延期に伴い事業者側に発生した追加費用	●		
		25	事業者の責任による事業の中止，延期に伴い町側に発生した追加費用		●	
	事業の中止・延期リスク	26	事業者の事業放棄，破たんにより町側に発生した追加費用		●	
27		大規模な自然災害，戦争，暴動等の人為的な事象といった不可抗力による施設の損害による修復費用並びに施設整備及び運営事業の変更・中止に伴い事業者に発生した追加費用	▲	●		
自由提案リスク	28	事業者による自由提案施設による費用		●		
計画段階	計画設計リスク	測量，調査，設計，計画変更遅延リスク	29	町の提示条件，指示誤りに伴う追加費用	●	
			30	事業者の調査不足，設計誤りに伴う再設計費用又は追加費用		●
			31	事業者の責任による変更，遅延に伴う追加費用		●
	用地リスク	用地取得リスク	32	施設整備に係る用地のクリアランス遅延，又はこれに起因する計画変更等に伴う追加費用	●	
		地質・地盤リスク	33	当初予見不可能な地質・地盤状況の結果，工法・工期等に変更が生じた場合に発生した追加費用	▲	●
建設段階	建設リスク	工事遅延リスク	34	事業者の責めによる工事の遅延に伴い町側に発生した追加費用		●
			35	不可抗力による工事の遅延に伴い事業者側に発生した追加費用	▲	●

建設段階	建設リスク	施工監理リスク	36	施工監理の不備により，工事内容，工期等の不具合の発生に伴う修復費用及び工期遅延に伴う追加費用		●
			37	事業者が設置する備品等の納品遅延に伴い町側に発生した追加費用		●
		費用超過リスク	38	事業者の責めにより増大した工事費		●
			39	町側の要因による設計変更等で当初予定を超過した工事費	●	
		性能リスク	40	要求性能の不適合に伴い修復などに係る追加費用		●
		施設損傷リスク	41	工事中の事故，火災等による工事の遅延等に伴う追加費用		●
維持管理運営段階	競合リスク	競合インフラリスク	42	競合する施設の整備に伴う収入の減少，又は維持管理運営業務費用の増加		●
	需要リスク	需要変動リスク	43	利用者の増減による人件費，物件費，経費等の増減費用		●
	運営管理リスク	使用料未払リスク	44	利用者からの使用料が支払われないことによる収入の減少		●
			45	事業者の行う運営・維持管理業務の内容が，契約書に定める水準に達しない場合への対応に伴い町側に発生した追加費用		●
		運営コストリスク	46	施設の運営・維持管理コストの上昇，事故等での被害者への補償		●
		施設損傷リスク	47	事業者の責めによる管理中の事故，災害，火災等による施設の損害		●
			48	町の責めにより施設が損傷した場合の修復費用	●	
			49	不可抗力による施設の損害による修復費用，運営事業の変更・中止に伴い事業者が発生した追加費用	▲	●
		運営管理計画リスク	50	町の責任による事業内容の変更に伴う追加費用	●	
	施設瑕疵リスク	潜在的瑕疵リスク	51	町が整備した施設の潜在的な瑕疵による修復費用	●	
		施設瑕疵リスク	52	事業者が整備した施設の瑕疵による修復費用		●
		技術革新リスク	53	技術革新による施設，設備の陳腐化，無用化，不効率化等に対応した維持管理・運営業務の内容変更に伴う追加費用		●
	移管段階	移管リスク	移管手続リスク	54	施設の移管手続に伴う費用及び事業会社精算手続に伴う発生費用	
性能確保リスク			55	事業期間終了時における施設の性能確保に伴う発生費用		●